

養父市国家戦略特区の概要等

1 養父市国家戦略特別区域計画(素案)の概要(平成 26 年 7 月 23 日)

(1) 国家戦略特別区域の名称：養父市 中山間農業改革特区

(2) 養父市内で実施予定の事業【活用する規制改革事項】

ア 農地の権利の移転等に係る農業委員会の事務の全部を養父市長が実施【事務分担特例】

(H26.9.9国家戦略特区諮問会議で承認・内閣総理大臣が先行認定)

イ 企業が農業者等と連携し、新たな農業生産法人を設立して野菜等の生産・加工・販売等を実施【農地法等の特例】

民間事業者	概 要
①(有)新鮮組	市内農業者と連携し、新たな農業生産法人を設立。郷土料理や地域農産物を活用した商品開発、農家レストランにおける販売等を行う。
②(株)マイハニー	農業生産法人となり、耕作放棄地でレンゲを栽培し、養蜂業を行う。
③やぶパートナーズ(株) オリックス不動産(株)	市内農業者と連携し、新たな農業生産法人を設立したうえで、有機野菜等の生産・加工・販売等を行う。

※上表のほか、④(株)近畿クボタ、⑤(株)トヨエネギーファーム、⑥(株)農援隊、⑦イオンアグリ創造(株)、⑧吉井建設(有)が新たな農業生産法人設立を検討(計8事業者)

ウ 市内で生産された農産物を用いた農家レストランを設置【農振法施行規則の特例】

①(有)新鮮組、②やぶパートナーズ(株)とオリックス不動産(株)が市内農業者と連携して、市内で生産された農産物を用いた農家レストランを設置する。

エ 養父市が新たな制度融資を創設し、商工業とともに農業を営む中小企業者等が兵庫県信用保証協会の保証を得て資金融通を受けられるよう措置【農業への信用保証制度の適用】

オ 古民家を活用した宿泊施設の整備【古民家等に係る旅館業法施行規則の特例】

(一社)ノオトが地域団体等とも連携し、古民家等を活用した一棟貸しの宿泊施設を整備。

2 県支援チームの動き

(1) 4月18日 養父市の農業・地域振興が効果的に実現できるよう、農政環境部を中心に庁内横断的なプロジェクト支援チームを設置

(2) 5月14日 プロジェクト支援チーム幹事会開催(取組アイデアの協議・調整等)

(3) 5月21日 養父市とのヒアリング、現地調査等を踏まえた取組アイデアを養父市へ提案

(4) 5月29日 養父市幹部との意見交換会を開催

(5) 7月9日 農業分野に加え、林業分野の取組アイデアを養父市へ提案

(6) 7月29日 区域計画(素案)の具体化や支援施策等の検討に向け、養父市と支援チームとの連絡協議会を開催

～以降 計画策定の助言、計画の具体化に向けた支援を実施

3 今後の取組

区域計画に位置付けられた企業等が速やかに事業展開できるよう、養父市とともに個々の取組を支援(事業計画の具体化、支援体制の構築、活用できる施策の検討等)。